



平成16年5月20日

各 位

会社名 株式会社アイロム
代表者名 代表取締役社長 森 豊隆
(登録銘柄・コード 2372)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 池本 康二
電話 03 - 5436 - 3148

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成16年5月20日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成16年6月25日開催予定の第7回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社及び当社関係会社の取締役、監査役、従業員並びに顧問の会社業績向上に対する意欲や士気を一層高めること、また、当社及び当社関係会社の取引先に対して、当社に対する参画意欲を高め、業績向上に寄与することを目的として新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権割当ての対象者
当社及び当社関係会社の取締役、監査役、従業員、顧問並びに当社及び当社関係会社の取引先で取締役会において付与対象者として決議したものに割当てするものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
当社普通株式 10,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
 - (3) 新株予約権の総数
10,000 個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、前項(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。

(5) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における日本証券業協会が公表する当社株式普通取引の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値の金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権発行日の最終価格(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)を下回る場合は、新株予約権発行の日の最終価格を払込金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり株式数} \times \text{払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行うことができるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成17年7月1日から平成26年6月24日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社及び当社の子会社または関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた当社及び当社関係会社の取引先は、権利行使時においても当社と当社取引先の取引関係が、新株予約権付与時と同一またはより良好な状態で中断することなく継続していることを要する。但し、当社と競合関係にある他の会社の子会社となった場合もしくは当該他の会社の傘下会社となった場合は、権利を喪失する。

その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権申込書兼新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(7)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権の全部または一部を放棄した場合にその新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成16年6月25日開催予定の当社第7回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。